



2021年11月25日

各 位

会社名 株式会社ブランジスタ
代表者名 代表取締役社長 岩本 恵了
(コード番号：6176 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理部長 石原 卓
(TEL：03-6415-1183)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更 並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年12月開催予定の第21期定時株主総会にて承認されることを条件として、監査等委員会設置会社への移行を決議し、これに伴い定款の一部変更、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名及び監査等委員である取締役3名の選任を第21期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため。

(2) 移行の時期

2021年12月14日開催予定の第21期定時株主総会において、移行に必要な定款変更について承認をいただき、同定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の要旨

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2021年12月14日（火）

定款変更のための効力発生日（予定） 2021年12月14日（火）

3. 取締役候補者

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

(2021年12月開催予定の第21期定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
岩本 恵了 <small>いわもと けいりょう</small>	代表取締役社長	同左
石原 卓 <small>いしはら たく</small>	取締役管理部長	同左
井上 秀嗣 <small>いのうえ ひでつぐ</small>	取締役	同左
木村 泰宗 <small>きむら ふとし</small>	取締役	同左
吉藤 淳 <small>よしふじ じゅん</small>	取締役	—
本間 憲 <small>ほんま たかし</small>	社外取締役	同左
近藤 太香巳 <small>こんどう たかみ</small>	取締役	同左
杉本 佳英 <small>すぎもと よしひで</small>	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役

(2021年12月開催予定の第21期定時株主総会に付議)

氏名	新役職	現役職
鴨志田 慎一 <small>かもしだ しんいち</small>	取締役 監査等委員	常勤監査役
久保田 記祥 <small>くぼた のりよし</small>	社外取締役 監査等委員	社外監査役
中路 武志 <small>なかもち たけし</small>	社外取締役 監査等委員	社外監査役

4. 任意の指名委員会及び報酬委員会の設置

監査等委員会設置会社への移行に伴い、役員人事・報酬決定の透明性、客観性の向上を図る観点から、役員の名指、選任及び役員の名指等に関し、取締役会の名指機関として「指名委員会」及び「報酬委員会」を新たに設けることを決定いたしました。

以上

【別紙】

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関)	第4条 (機関)
当社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の機関を置く。	当社は、株主総会 <u>及び</u> 取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
第11条 (株式取扱規程)	第11条 (株式取扱規程)
当社の <u>株主権行使の手続その他株式に関する取扱いおよび手数料</u> は、法令または定款のほか取締役会の定める株式取扱規程による。	当社の <u>株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続き及び手数料</u> は、法令または定款のほか、 <u>取締役会 または取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u> の定める株式取扱規程による。
第12条～第18条 (条文省略)	第12条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役 <u>および</u> 取締役会	第4章 取締役 <u>及び</u> 取締役会
第19条 (員数)	第19条 (員数)
当社の取締役は、15名以内とする。	当社の <u>監査等委員である取締役以外の</u> 取締役は、15名以内 <u>とし</u> 、 <u>監査等委員である取締役は5名以内</u> とする。
第20条 (選任)	第20条 (選任)
取締役は、株主総会において選任する。	取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u> 株主総会において選任する。
2. ～3. (条文省略)	2. ～3. (現行どおり)
第21条 (任期)	第21条 (任期)
取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1年</u> 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
(新 設)	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

現行定款	変更後
<p>2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u> 取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>3. 任期の満了前に退任した <u>監査等委員である</u> 取締役の補欠として選任された <u>監査等委員である</u> 取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である</u> 取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第 22 条 (代表取締役 <u>および</u> 役付取締役) 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>第 22 条 (代表取締役 <u>及び</u> 役付取締役) 取締役会はその決議によって <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役 <u>および</u> 常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役 <u>及び</u> 常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第 23 条 (条文省略)</p>	<p>第 23 条 (現行どおり)</p>
<p>第 24 条 (取締役会の招集権者 <u>および</u> 招集手続き) 取締役会は、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。</p>	<p>第 24 条 (取締役会の招集権者 <u>及び</u> 招集手続き) 取締役会は、法令または定款に定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。</p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および各監査役</u> に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>4. 取締役 <u>および監査役全員</u> の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>	<p>4. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 25 条～第 26 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条～第 26 条 (現行どおり)</p>
<p>第 27 条 (取締役会の決議の省略) 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>第 27 条 (取締役会の決議の省略) 取締役会の決議事項についての取締役の提案に対し、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>第 28 条 (条文省略)</p>	<p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>第 29 条 (取締役会議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領 <u>および</u> その結果 <u>ならびに</u> その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役 <u>および監査役</u> がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>	<p>第 29 条 (取締役会議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領 <u>及び</u> その結果 <u>並びに</u> その他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</p>

現行定款	変更後
<p><u>第 38 条 (監査役会規程)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 39 条 (監査役会議事録)</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に掲載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 40 条 (監査役報酬等)</u> <u>監査役報酬等に関する事項は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 41 条 (監査役責任免除)</u> <u>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削 除)
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 33 条 (監査等委員会)</u> <u>監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u> <u>3. 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u> <u>4. 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変更後
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第48条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>第34条～第36条 (現行どおり)</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u></p> <p><u>2021年12月14日開催の第21期定時株主総会終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であったものを含む。)の責任の免除及び監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条の定めるところによる。</u></p>